

資 料 編

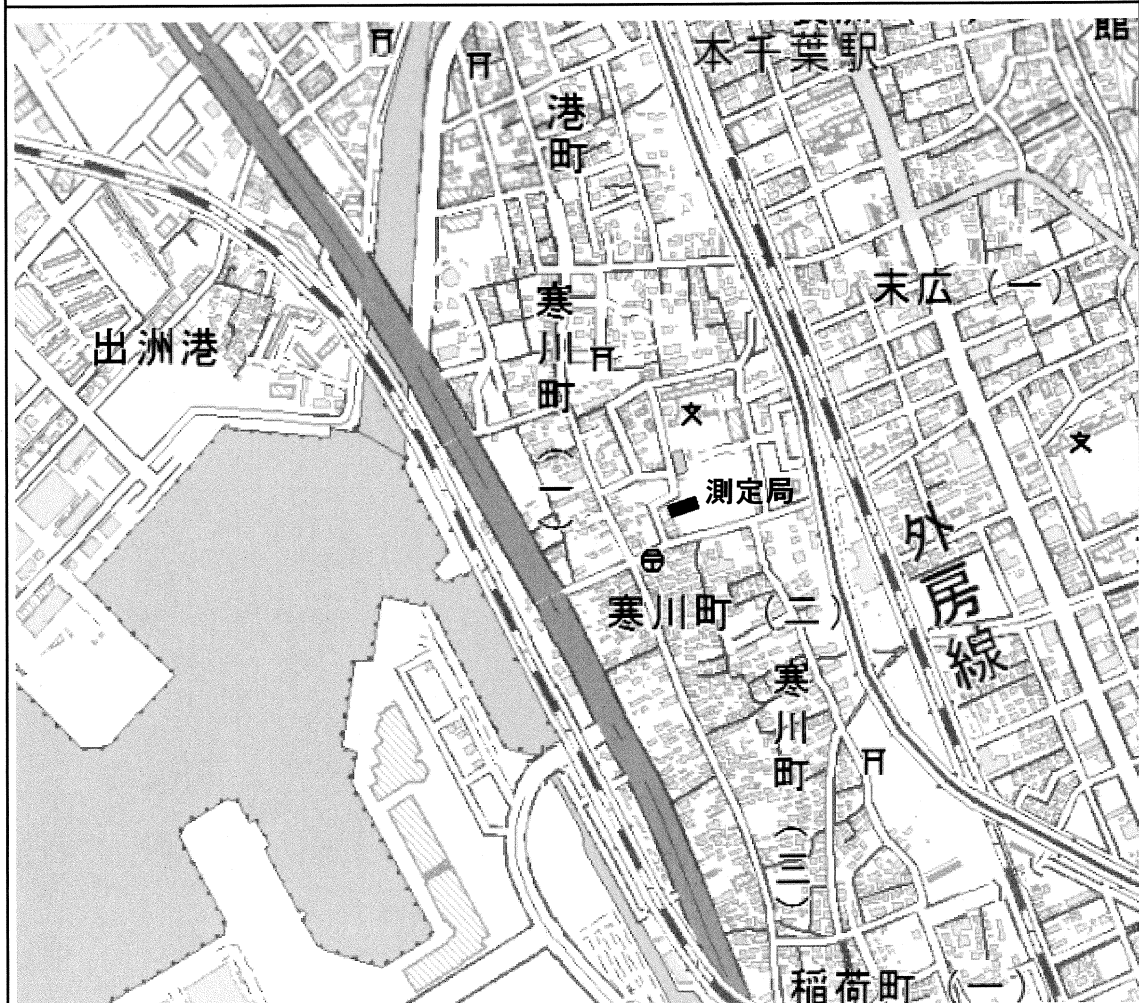
1	測定局位置図（詳細）	1 1 3
2	関係法令等	
(1)	環境基本法（抜粋）	1 3 0
(2)	大気汚染防止法（抜粋）	1 3 0
(3)	大気の汚染に係る環境基準	1 3 1
(4)	ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準	1 3 2
(5)	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準	1 3 2
(6)	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を 図るための指針となる数値（指針値）	1 3 3
(7)	光化学オキシダントの生成防止のための 大気中炭化水素濃度の指針について	1 3 3
(8)	千葉市環境基本計画における環境目標値	1 3 4
(9)	環境基準による大気汚染の評価	1 3 5

1 測定局位置図（詳細）

測定局名称	寒川小学校	緯度	35° 35' 47"
		経度	140° 07' 17"
所在地	中央区寒川町1-205 (寒川小学校校庭)	標高	3.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から 5.0m	風向・風速計の高さ	地上から10.0m
測定項目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, PM2.5, HC, 風向・風速		

(周囲の状況)

住宅地に囲まれた小学校の一角に位置し、南西方向200mに国道357号、北東200mにJR外房線が通りその中央に位置する。また、国道357号の南西側には、千葉港、大規模な工業地帯が立地している。



測定局名称	福正寺	緯度	35° 35' 02"
		経度	140° 07' 44"
所在地	中央区今井1-13-24 (福正寺境内)	標高	3.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から 5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m
測定項目	SO ₂ , NO _x , SPM, 風向・風速, 温度・湿度		

(周囲の状況)

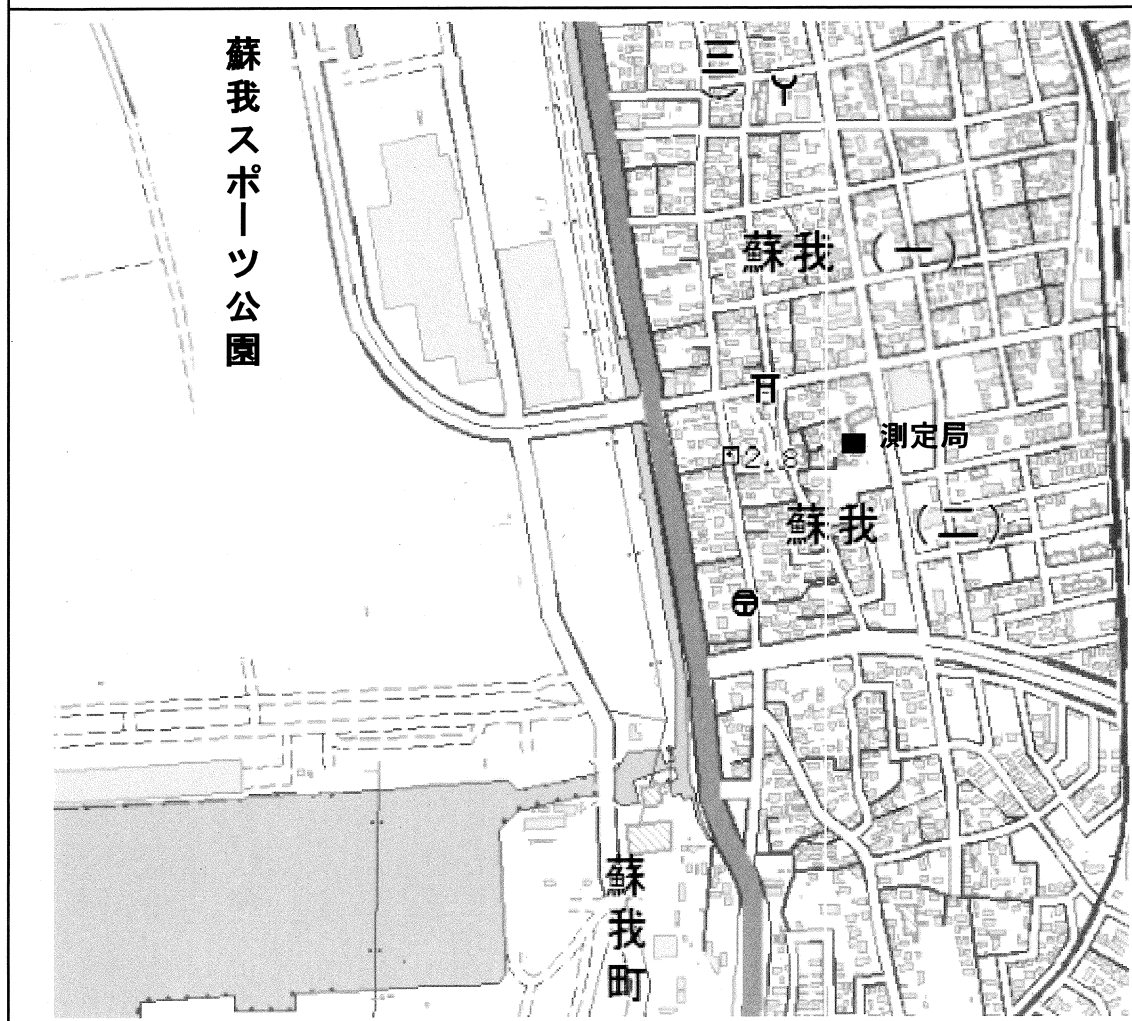
J R蘇我駅の北西側に位置する寺院の一角に位置し、東150mにJ R外房線が、西200mに国道357号が通り、その西側には千葉港、大規模工業地帯が立地している。



測定局名称	蘇我保育所		緯度	35° 34' 20"
			経度	140° 07' 51"
所在地	中央区蘇我2－3－18 (蘇我保育所運動場)		標高	3.0m
			用途地域	住居
サンプリング口の高さ		地上から 5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m
測定項目	SO ₂ , NO _x , SPM, PM2.5, 風向・風速			

(周囲の状況)

住宅地にある保育所の一角に位置し、東300mにJR内房線が西300mに国道357号が通り、国道357号以遠の西側には、千葉港、大規模工業地帯が立地している。



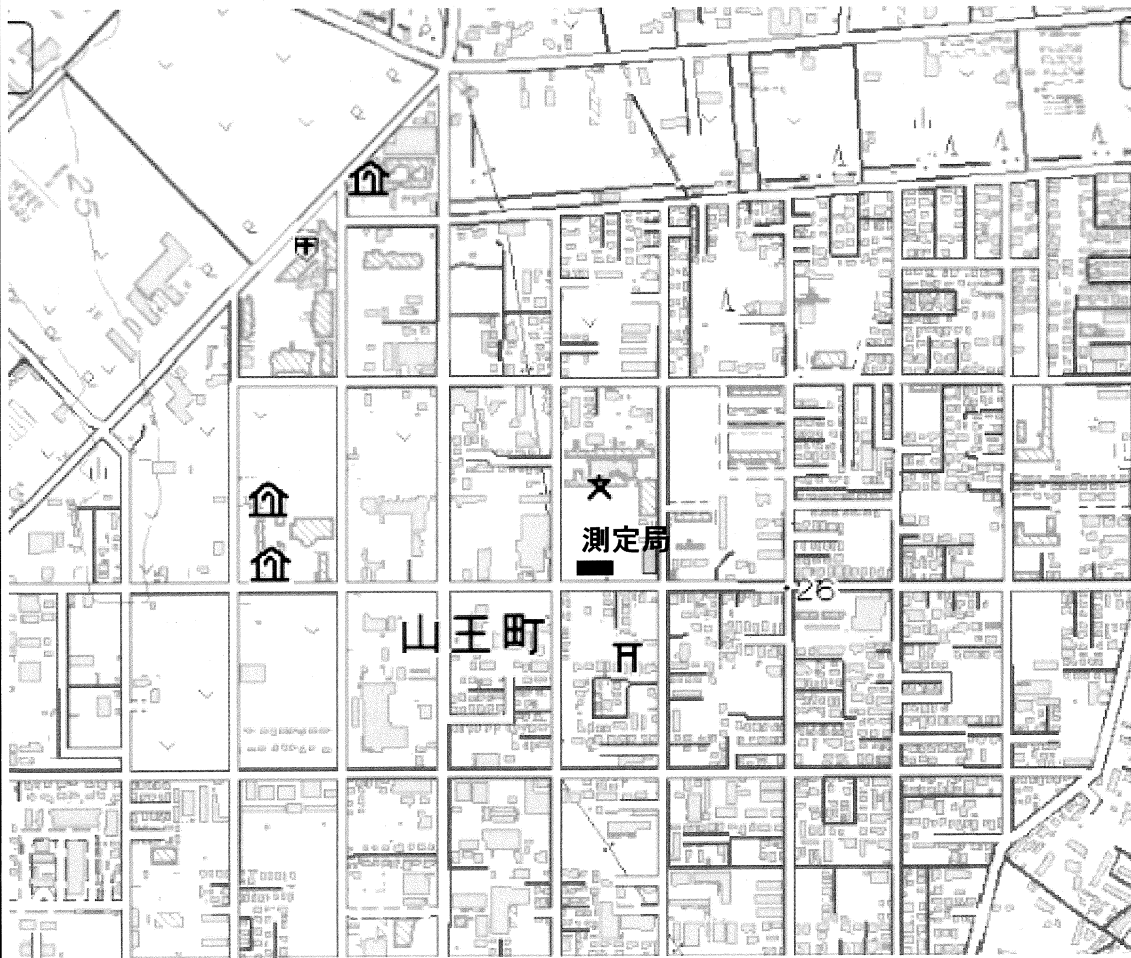
測定局名称	大宮小学校	緯度	35° 35' 50"
		経度	140° 10' 54"
所在地	若葉区大宮台7-8-1 (大宮小学校校庭)	標高	34.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m
測定項目	NO _x , O _x , SPM, HC, 風向・風速		

(周囲の状況)

大規模な住宅団地内にある小学校の一角に位置し、近くには雑木林等がある。



測定局名称	千城台わかば小学校		緯度	35° 37' 43"
			経度	140° 11' 01"
所在地	若葉区千城台北1-4-1 (千城台わかば小学校校庭)		標高	33.0m
			用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m	
測定項目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, PM2.5, 風向・風速			
(周囲の状況)				
大規模な住宅団地内の北端にある小学校の一角に位置し、北側には雑木林が残されている。				
				

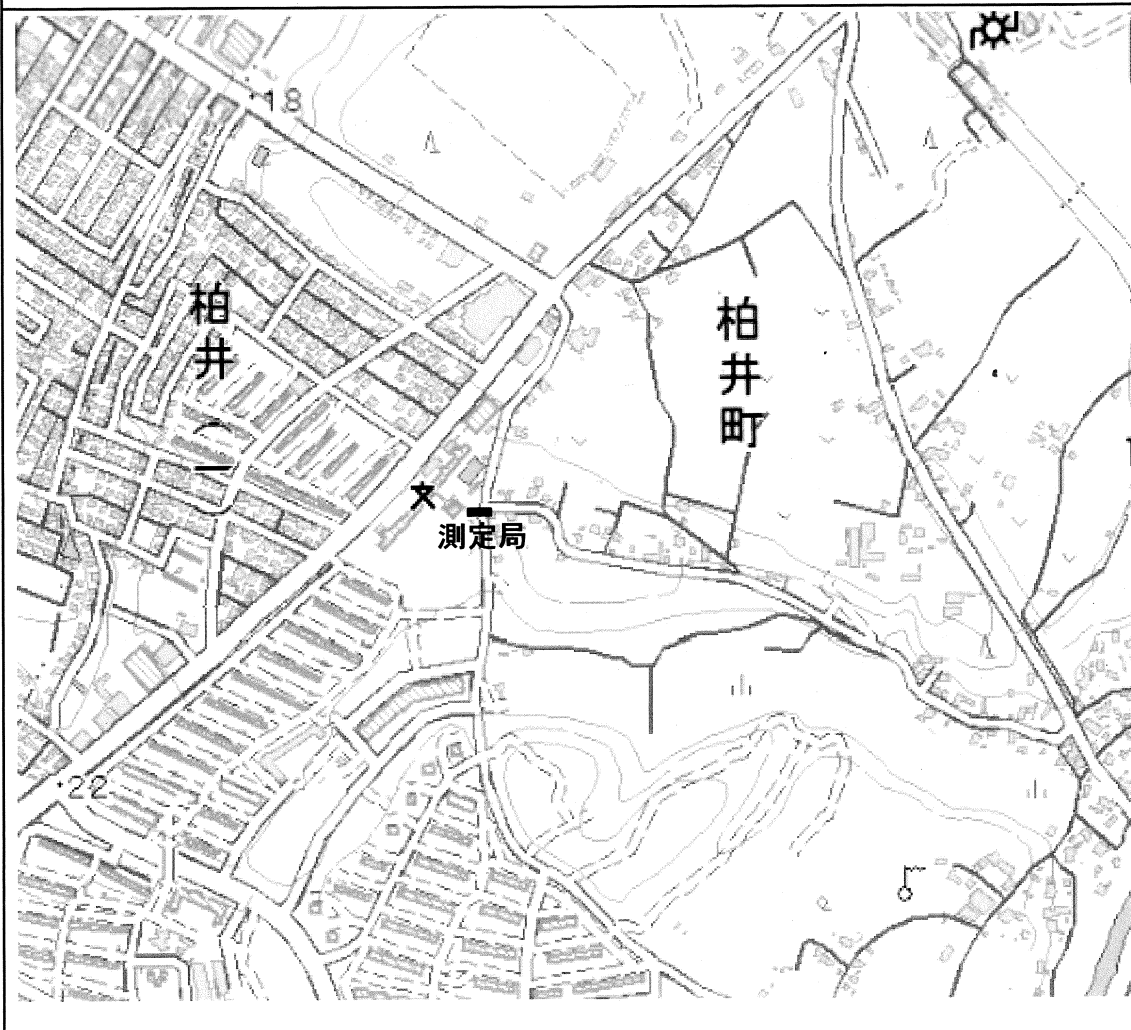
測定局名称	山王小学校		緯度	35° 39' 53"
			経度	140° 08' 35"
所在地	稲毛区山王町121 (山王小学校校庭)		標高	27.0m
			用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m	
測定項目	NO _x , O _x , SPM, 風向・風速, 温度・湿度			
(周囲の状況)				
住宅地に囲まれた小学校内の一角に位置し、南600mに主要地方道浜野・四街道・長沼線が通り、その南側は内陸工業団地が立地している。				
				

測定局名称	花見川小学校	緯 度	35° 41' 38"
		経 度	140° 05' 54"
所 在 地	花見川区花見川4-1 (花見川小学校敷地内)	標 高	29.0m
		用途地域	住 居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m

測定項目 SO₂, NO_x, O_x, SPM, PM2.5, HC, 風向・風速, 温度・湿度

(周囲の状況)

千葉市の北西端に立地する大規模な住宅団地内にある小学校の一角に位置し、南東側には市民の森が広がる。



測定局名称	宮 野 木		緯 度	35° 39' 14"
			経 度	140° 05' 52"
所 在 地	稲毛区宮野木町 9 9 6 - 9 (宮野木市営住宅敷地内)		標 高	2 1 . 0 m
			用途地域	住 居
サンプリング口の高さ	地上から 5 . 0 m	風向・風速計の高さ	地上から 1 8 . 0 m	
測 定 項 目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, PM2.5, HC, 風向・風速, 温度・湿度, 日射・放射収支量			
(周囲の状況) 低層住宅が密集する地域の高台に位置し、北東 5 0 m に主要地方道実籾停車場穴川線が、北側 3 0 0 m には東関東自動車道が通っている。				

測定局名称	検見川小学校	緯度	35° 38' 58"
		経度	140° 04' 03"
所在地	花見川区検見川町3-322-23 (検見川小学校敷地内)	標高	13.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m
測定項目	NO _x , O _x , SPM, HC, 風向・風速		

(周囲の状況)

住宅地に囲まれた小学校の一角に位置し、南西300mに東関東自動車道及び国道14号・357号、北東にJR総武線・京成線が通っている。



測定局名称	都 公 園	緯 度	35° 36' 37"
		経 度	140° 08' 16"
所 在 地	中央区都町2-14 (都公園内)	標 高	5.0 m
		用途地域	住 居
サンプリング口の高さ	地上から5.0 m	風向・風速計の高さ	地上から18.0 m
測 定 項 目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, HC, 風向・風速		

(周囲の状況)

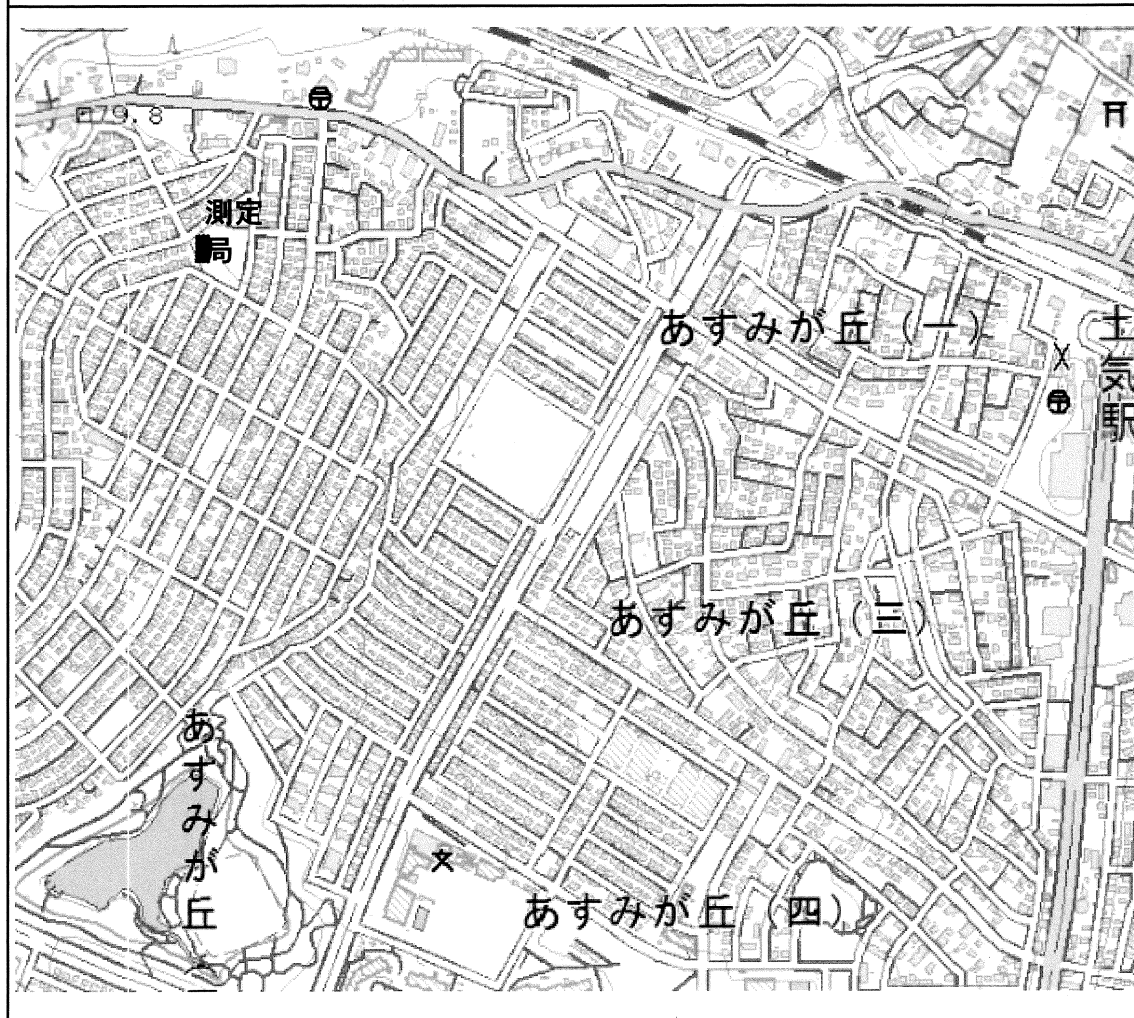
密集した住宅に囲まれた公園内の一角に位置し、南200mには国道126号が通っている。



測定局名称	土 気			緯 度	35° 31' 55"
				経 度	140° 15' 39"
所 在 地	緑区大椎町1251-316 (大椎第一公園内)			標 高	72.0m
				用途地域	住 居
サンプリング口の高さ		地上から5.0m	風向・風速計の高さ		地上から18.0m
測 定 項 目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, PM2.5, HC, 風向・風速				

(周囲の状況)

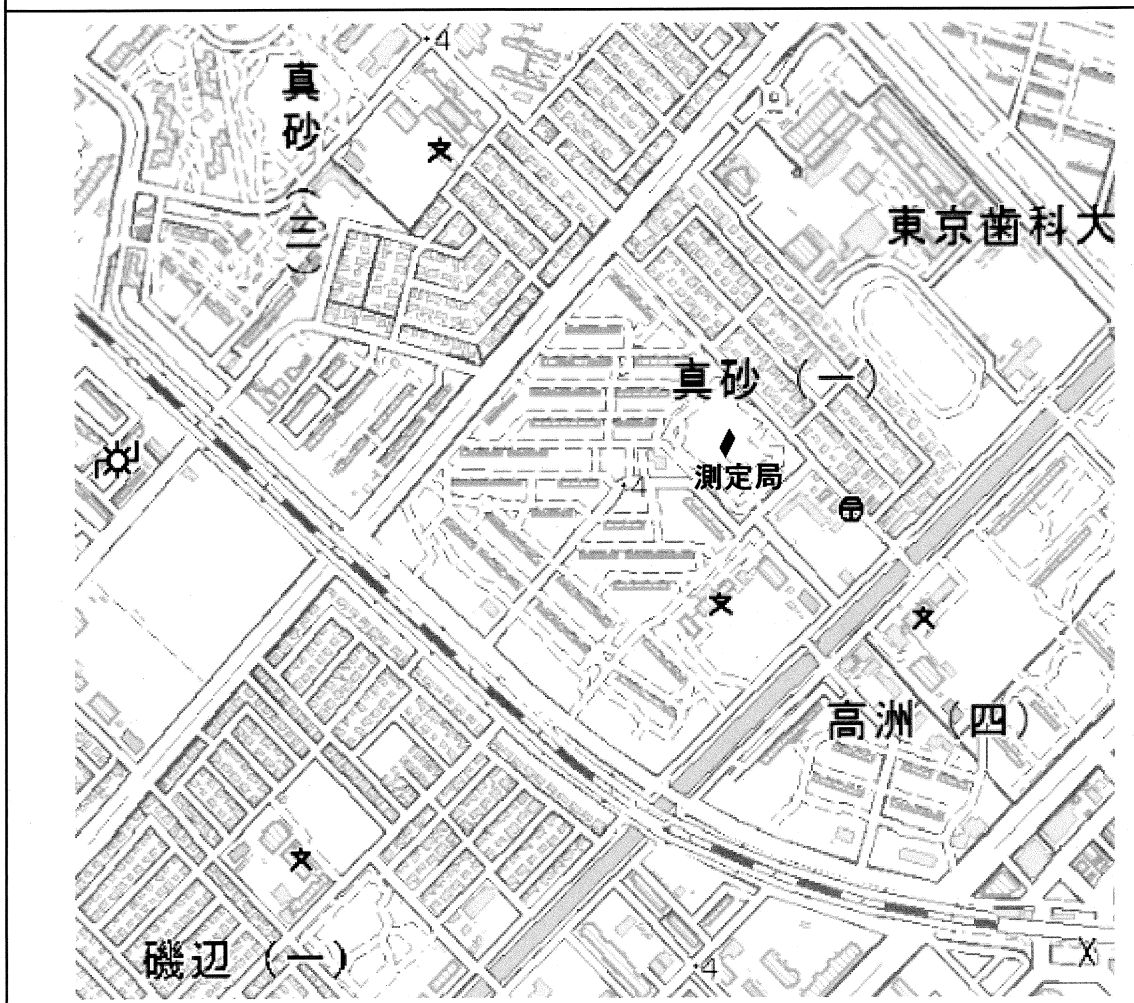
住宅団地内にある公園内に位置し、団地の周囲には山林等がある緑の多い地域であり、北150mに県道千葉大網線が、300mにはJR外房線が通る。



測定局名称	真砂公園	緯度	35° 38' 02"
		経度	140° 04' 10"
所在地	美浜区真砂1-11 (真砂公園内)	標高	4.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m
測定項目	SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, PM2.5, 風向・風速		

(周囲の状況)

小中学校・大学に囲まれた住宅地にある公園内の一角に位置し、北東800mに国道14号・357号が通り、南側にはJR京葉線が通っている。また、南西2kmには海浜公園が立地している。



測定局名称	泉 谷 小 学 校	緯 度	35° 33' 16"
		経 度	140° 10' 23"
所 在 地	緑区おゆみ野中央4-3 (泉谷小学校敷地内)	標 高	23.0m
		用途地域	住 居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から15.0m
測 定 項 目	NO _x , O _x , SPM, HC, 風向・風速		

(周囲の状況)

大規模な宅地開発が進んだ小学校の一角に位置し、中学校及び住宅が隣接している。



測定局名称	真砂自動車排出ガス		緯 度	35° 38' 42"
			経 度	140° 03' 59"
所 在 地	美浜区真砂 5 - 1 (真砂第 4 公園内)		標 高	3 . 0 m
			用途地域	商 業
サンプリング口の高さ	地上から 5 . 0 m	風向・風速計の高さ	地上から 1 8 . 0 m	
測 定 項 目	NO _x , CO, SPM, PM2.5, HC, 風向・風速			
(周囲の状況)				
中高層建築物に隣接する公園内の一角に位置し、北東側を通っている国道 1 4 号・3 5 7 号から 4 0 m、東関東自動車道からは 5 0 m のところに立地している。				



測定局名称	葭川自動車排出ガス	緯度	35° 36' 34"
		経度	140° 07' 12"
所在地	中央区中央2-1-1 (葭川公園内)	標高	3.0m
		用途地域	商業
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	

測定項目	NO _x , SPM, HC
------	---------------------------

(周囲の状況)

商業ビルが立地する市街地にある公園内の一角に位置し、北東側にある市道中央赤井町線から5mのところ立地している。

北側30mには国道14号が通っている。



測定局名称	千草自動車排出ガス	緯度	35° 38' 18"
		経度	140° 07' 04"
所在地	稲毛区千草台2-1359-1 (都市再生機構所有地)	標高	22.0m
		用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	
測定項目	NO _x , CO, SPM, PM2.5, HC		

(周囲の状況)

中層住宅団地の一角に位置し、北東側にある京葉道路及び国道16号から15mのところ立地している。



測定局名称	宮野木自動車排出ガス		緯度	35° 39' 29"
			経度	140° 05' 53"
所在地	花見川区宮野木台4-521-1 (宮野木緑地公園内)		標高	19.0m
			用途地域	住居
サンプリング口の高さ	地上から5.0m	風向・風速計の高さ	地上から18.0m	
測定項目	NO _x , SPM, HC, 風向・風速			
(周囲の状況)				
東関東自動車道に面する緑地公園内にあり、東関東自動車道の端から30mに位置する。北東側400mには京葉道路とのジャンクションがある。北西側は住宅が密集する地域で、その南西側には主要地方道実籾停車場穴川線が通っている。				
				

2 関係法令等

(1) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）（抜粋）

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4（略）

(2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）（抜粋）

第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進

（地方公共団体の施策）

第十八条の四十四 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2（略）

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等

（自動車排出ガスの濃度の測定）

第二十条 都道府県知事(※)は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行なうものとする。

第四章 大気の汚染の状況の監視等

（常時監視）

第二十二条 都道府県知事(※)は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染(放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。)の状況を常時監視しなければならない。

2～3（略）

（公表）

第二十四条 都道府県知事(※)は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

2（略）

※千葉市にあつては千葉市長

(3) 大気の汚染に係る環境基準

＜関係告示＞ 昭和 48 年環境庁告示第 25 号（最終改正：平成 8 年環境庁告示第 73 号）
 昭和 53 年環境庁告示第 38 号（最終改正：平成 8 年環境庁告示第 74 号）
 平成 21 年環境省告示第 33 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg /m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg /m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 µm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50% の割合で分離できる分流量装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(4) ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

＜関係告示＞ 平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 14 年環境省告示第 46 号）

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気の基準値は、年間平均値とする。

(5) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

＜関係告示＞ 平成 9 年環境庁告示第 4 号（最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。	

(6) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための

指針となる数値（指針値）

＜関係通知＞平成 15 年 9 月 30 日付け環管総発第 030930004 号
 平成 18 年 12 月 20 日付け環水大総発第 061220001 号
 平成 22 年 10 月 15 日付け環水大総発第 101015002 号
 平成 26 年 5 月 1 日付け環水大総発第 1405011 号
 令和 2 年 8 月 20 日付け環水大総発第 2008201 号

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 $40 \text{ ngHg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $25 \text{ ngNi}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6 \text{ ng As}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値 $140 \text{ ng Mn}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 $120 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下
塩化メチル	年平均値 $94 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 以下

(7) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について

（昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申）（抜粋）

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、 0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲にある。

(8) 千葉市環境基本計画における環境目標値

ア 大気的环境目標値

項 目	目 標 値
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg /m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg /m ³ 以下であること。
降下ばいじん	降下ばいじん総量が 10t/km ² /月以下であること。

備 考

- 1 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の達成状況は日平均値の 2%除外値で評価する。
- 2 二酸化窒素の達成状況は日平均値の 98%値で評価する。
- 3 微小粒子状物質 1 日平均値の達成状況は日平均値の 98%で評価する。

イ 有害化学物質の環境目標値

(ア) ダイオキシン類

媒 体	目 標 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

備 考

- 1 目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気目標値は、年間平均値で評価する。

(イ) 有害大気汚染物質

項 目	目 標 値
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
アクリロニトリル	1 年平均値が 2 µg /m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が 10 µg /m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1 年平均値が 40ng Hg /m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が 25 ng Ni /m ³ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が 18 µg /m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が 1.6 µg /m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が 2.5 µg /m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1 年平均値が 6ng As /m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が 140ng Mn/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が 120 µg /m ³ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が 94 µg /m ³ 以下であること。

(9) 環境基準による大気汚染の評価

<関係通知等>

昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号

昭和 53 年 7 月 17 日付け環大企第 262 号

平成 21 年 9 月 9 日付け環水大総第 090909001 号

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」

平成 13 年 5 月 21 日付け環管大第 177 号・環管自第 75 号

平成 17 年 6 月 29 日改正

平成 19 年 3 月 29 日改正

平成 22 年 3 月 31 日改正

平成 23 年 7 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 30 日改正

最終改正：平成 28 年 9 月 26 日改正

1 評価の対象としない測定値等

(1) 測定局が、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定による工業専用地域(旧都市計画法(大正

8 年法律第 36 号)による工業専用地域を含む。)、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

(2) 測定値が、測定機に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

(3) 1 日平均値に係る 1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合における当該 1 日平均値

また、1 年平均値の計算においては、有効測定日が 250 日に満たないもの

2 常時監視結果の評価

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素

常時監視結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。

(イ) 二酸化窒素

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(1 日平均値の年間 98% 値)で評価を行う。

(2) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準(1 年平均値)と比較する。

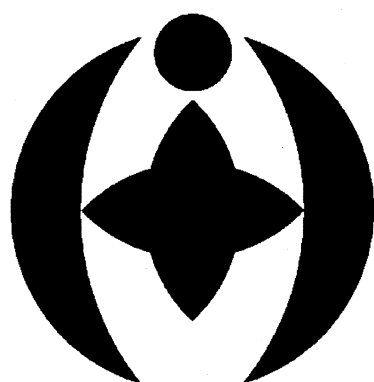
短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準(1 日平均値)と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

2023 年度
千葉市大気環境測定結果報告書

発行年月 2025 年 1 月
発 行 者 千 葉 市
環境局環境保全部環境規制課
千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
電話 043 (245) 5190

(この報告書は再生紙を使用しています)



千葉市